受注型企画旅行取引条件説明書面

株式会社湘南国際村協会 (湘南国際村センター)

神奈川県三浦郡葉山町上山口 1560·39 神奈川県知事登録旅行業第 3·861 号 旅行業務取扱管理者 齊藤 明洋

この書面は、旅行契約が成立した場合は契約書面の一部となります。(旅行業法第12条の4による旅行条件説明書面及び旅行業法第12条の5による契約書面)

1. 受注型企画旅行

「受注型企画旅行契約」(以下単に「契約」といいます。)とは、当社が旅行者の依頼により、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス(以下「運送等サービス」という。)の内容並びに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する旅行契約をいいます。

2. 契約の申込み

- (1) 当社が旅行者に交付した企画書面の内容に契約を申込もうとする旅行者は、当 社所定の申込書を提出していただきます。
- (2) 当社は同一のコースにおいて、参加しようとする複数の旅行者および団体・グループを構成する旅行者(以下「構成者」といいます。)が責任のある代表者を定めたときは、その者が契約の申し込み、契約の締結および解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は当該代表者(以下「契約責任者」という。)との間で行います。
- (3) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (4) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される 債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (5) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後において、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (6) a.身体に障害をお持ちの方、b.健康を害している方、c.妊娠中の方、d.補助大使 用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当 出よ可能な範囲内これに応じます。

なお、旅行者からのお申出に基づき、当社が 旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は旅行者の負担とします。

3. 契約の成立時期

- (1) 当社受注型企画旅行業約款の定めにかかわらず、申込金を受領していない場合においても、当社が申込書を受領した時に契約が成立したものといたします。従いまして、当社から契約の申込みに対する承諾の通知は行いませんので予めご了承ください。
- (2) お申込みにより成立した旅行契約を証する書面(以下、「契約書面」と言います)は、企画書兼見積書、申込書(お客様控え)および本取引条件説明書となりますので大切に保存ください。
- (3) お申込み時に申込金を受領した場合は、これを旅行代金(その内訳として金額が明示された企画料金を含む)又は取消料若しくは違終料の一部として取扱います。取消料は、本書面末尾記載の取消料金表をご覧下さい。

4. 確定書面

- (1) 契約書面において、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から 起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に受注型企画旅行契約の申込みがなされた場合にあっては、旅行開始日)までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した確定書面を交付します。
- (2) 前項の場合において、手配状況の確認を希望する旅行者から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速にこれを回答します。
- (3) 確定書面を交付した場合には、当社が手配した旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。予約申込書・確認書及び企画書兼お見積書に記載の内容から変更の無い場合、確定書面は発行いたしません。

5. 旅行代金の支払い時期と旅行代金の変更

- (1) 旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書面に記載します。旅行代金は旅行出発 日までの当社が定める期日までにお支払ください。
- (2) 利用する運送運賃・料金が企画書面に記載した基準日において有効な公示されている適用運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定された時は、その差額だけ旅行代金を増額又は減額することがあります。

当社は、旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって 15 日に当たる日より前に通知するものとし、この場合旅行者は、旅行開始前に企画料金又は取消料を支払うことなく契約を解除することができます。 適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行外金を減額します。

(3) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

6. 旅行代金に含まれるもの

企画書兼お見積書と明示した施設の宿泊料及び食事代金、運送機関の運賃、有料道路代、駐車場代、企画料。

7. 旅行代金に含まれないもの

往路出発地及び復路到着地からのご自宅等への交通費及び宿泊施設での電話代、 クリーニング代等の個人的な費用

8. 契約内容の変更

旅行者から契約内容の変更の求めがあった時は、当社は可能な限り旅行者の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。

9. 旅行契約の解除

(1) 旅行者から企画料金又は取消料をいただく場合

旅行者は、企画書面記載の企画料金又は取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

- (2) 旅行者から企画料金又は取消料をいただかない場合 旅行者は次に掲げる場合において、旅行開始前に企画料金又は取消料を支払 うことなく契約を解除することができます。
- ①旅行契約内容に以下に例示するような重要な変更が行われたとき。

a.旅行開始日又は終了日の変更

b.入場する観光地、観光施設、その他旅行の目的地の変更

c.運送機関の種類又は会社名の変更

- d.運送機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更
- g.宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他客室の条件の変更
- ② 旅行代金が増額されたとき(旅行者から契約内容の変更の求めがあった場合を除きます。)
- ③ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の 命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ④ 当社が旅行者に対し、期日までに確定書面を交付しなかったとき。
- ⑤ 当社の責に帰すべき事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に 従った旅行の実施が不可能となったとき。
- ⑥ 旅行者は、旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、(1)の規定にかかわらず、企画料金又は取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。
 - この場合において、当社は、旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。
- ⑦ 当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額から旅行サービスに対して、取消料、遠糸料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額当社の責めに帰すべき事由によるものでないときに限ります。)を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

10. 当社の責任

- (1) 当社は当社または手配代行者が故意又は過失により旅行者に損害を与えた場合は、 その損害を賠償する責めに任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官 公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害 を被ったときは、当社は(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うもので はありません。
- (3) 当社は、手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して 14 日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき 15 万円 (当社に故意又は、重大な過失がある場合を除きます。) として賠償します。

1 1. 特別補償

当社は旅行者が当該旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は、手荷物に被った一定の損害について、旅行業終款特別補償規程により、死亡補償金として国内旅行1,500万円、入院見舞金として入院日数により国内旅行2万円~20万円、通院見舞金として通院日数により国内旅行1万円~5万円、携行品に係る損害補償金として15万円を限度(ただし、1個又は1対についての補償限度は10万円です。)として支払います。当該企画旅行日程において、旅行者が当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けない日が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故による生命、身体又は手荷物の損害については、補償金及び見舞金の支払いが行われない旨について契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはいたしません。

12. 旅程補償

旅行日程下表に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)の規程によりその変更の内容に応じて旅行代金に別表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約についての変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の

額が1,000円未満の場合は支払いません。

13. 旅行者の責任

- (1) 旅行者の故意又は過失により当社が被ったときは、当該旅行者は損害を賠償しなければなりません。
- (2) 旅行者は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

14. 事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合には、直ちに最終日程表でお知らせする連絡 先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

15. 個人情報の取扱について

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、旅行者との間の連絡のために利用させていただくほか、旅行者がお申込みいただいた旅行とおいて運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサー

16. 約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は当社の旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)に定めるところによります。

※旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での責任者です。 このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、 ご遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問ください。

ビスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

また、本旅行につきましては別途記載の無い限り、最低催行人数の設定、及び 添乗員の同行はございません。旅行地における主催者との連絡先、旅行地の安 全衛生情報の取得方法につきましては、予約申込書・確認書にある当センターの 連絡先となります。尚、本旅行に参加するために必要な資格はございません。

別表 取消料

1. 国内旅行に係る取消料

区 分	取 消 料	
(1) 次項以外の受注型企画旅行		
イ. ロからへまでに掲げる場合以外の場合(当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。)	企画料金に相当する金額	
ロ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目(日帰り旅行にあっては十日前)に当たる日以降に解除する場合	旅行代金の20%以内	
(ハからへに掲げる場合を除く。)		
ハ. 開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合(二からへに掲げる場合を除く。)	旅行代金の30%以内	
ニ. 行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%以内	
ホ. 行開始当日に解除する場合(へに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%以内	
へ. 行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%以内	
2) 貸切船舶を利用する受注型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定による。	

2. 海外旅行に係る取消料

	T
区 分	取 消 料
(1) 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する受注型企画旅行(次項に掲げる旅行契約を除く。)	
イ. ロからニまでに掲げる場合以外の場合(当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。)	企画料金に相当する金額
ロ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合 (ハからニに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%以内
ハ. 旅行開始の前々日以降に解除する場合(ニに掲げる場合を除く。)	旅行代金の 50%以内
ニ. 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%以内
(2)貸切航空機を利用する受注型企画旅行	
(2) 貝卯加全機を利用する文在室正画が1	
イ. ロからホまでに掲げる場合以外の場合(当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。)	企画料金に相当する金額
() 300000000000000000000000000000000000	企画料金に相当する金額 旅行代金の20%以内
イ. ロからホまでに掲げる場合以外の場合 (当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。)	
イ. ロからホまでに掲げる場合以外の場合(当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。) ロ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって九十日目に当たる日以降に解除する場合(ハからホに掲げる場合を除く。)	旅行代金の 20%以内
イ. ロからホまでに掲げる場合以外の場合(当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。) ロ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって九十日目に当たる日以降に解除する場合(ハからホに掲げる場合を除く。) ハ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合(二及びホに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%以内 旅行代金の50%以内

別表 変更補償金

変更補償金の支払いが必要となる変更	1 件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含む。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備のより低い料	1.0	2.0
金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)		
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
⑥契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
⑦契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
⑧契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観、その他の客室の条件の変更	1.0	2.0